

令和7年度門真市社会福祉法人等指導監査実施計画

1 指導監査の実施について

指導監査は、福祉サービスの提供主体である社会福祉法人（以下「法人」という。）が、利用者のニーズに応え、質の高い福祉サービスを提供できる拠点として積極的な役割を果たすとともに、健全な業務・財務運営の確保を図られるよう行うものである。

本年度は所管法人のうち5法人に対する監査を実施予定とする。

2 主眼事項及び着眼点

社会福祉法人指導監査要綱（平成29年4月27日付け、厚生労働省三局長通知）で示された「指導監査ガイドライン」に基づき実施する。また、改正社会福祉法への対応状況を重点的に確認するとともに、不適切事項等については、その改善状況等の確認を徹底していくこととする。

また、会計については、会計年度任用職員である公認会計士の同行により、専門家の視点から監査を行うこととする。

3 指導監査実施計画数

種別	門真市 所管法人数	令和7年度 監査実施法人数	実施時期
並行監査実施法人 (大阪府)	5	1	令和7年11月～ 令和8年3月
並行監査実施法人 (こども政策課)	3	1	
単独実施法人	5	3	
合 計	13	5	

※令和7年度監査実施法人数は目標数とし、状況に応じて適宜調整するものとする。